

ねりまユニオン

編集発行：練馬ユニオン編集委員会
連絡先：練馬区 練馬1-16-16-101
サポートねりま内
TEL 03-3994-2088
E-mail：support@nerimaunion.org
HP：www.nerimaunion.or/

2017年新年にあたって

どこでも誰でも時給 1500 円！

今すぐ 1000 円、法定最低賃金を 1500 円以上に！

練馬地域ユニオン 委員長 奥山 信義

新年にあたり年頭のご挨拶を申し上げます。

2017 年は、働く者の労働環境や生活が少しでも良くなるよう、展望の見出せる年にしたいと思います。

安倍首相は、年頭の記者会見で「安倍内閣は本年、国民の皆様とともに、新しい国づくりを本格的に始動してまいります」と言及しました。憲法改正が念頭にあることは容易に想像できます。高支持率を背景に、年内衆院解散・総選挙も予想されます。

私達は野党共闘・世論の力で「新しい国づくり」にストップをかけ「平和主義」を守り抜かなければなりません。

日本経済の長期停滞は、一向に改善されず格差社会、労働者の貧困化が止まりません。

多国籍化した大企業の収益は巨額の内部留保として増え続け、おおよそ 288 兆円ともいわれています。この要因は、1995 年以降の新自由主義的な政策として、低賃金の非正規雇用を拡大する一方、正社員の賃金を抑制する。消費税増税との抱き合わせで法人税を減税する政策が徹底されたからだといえます。

私達、労働者の課題は内部留保の過剰な蓄積をやめさせ、大幅賃上げや最低賃金の引き上げ、雇用・労働条件の改善、下請け中小企業への助成などに転換させることです。

ユニオンへの労働相談には、低賃金・過重労働・無権利の労働現場からの様々な改善要求が持ち込まれます。「シフト勤務を大幅に削られた、時給 950 円で 2 年半賃上げなし、銀行振込料金まで本人負担、通勤手当カット、雇用保険未加入を何とかしてほしい」（高齢者サービス会社）、J R 職場で働いていた女性派遣労働者は、たった 3 回の欠勤連絡の遅れを「無断欠勤」と決めつけられ、不当な雇止め解雇が強行されてしまいました。（J R パーソナルサービス会社）

正社員の職場も安泰ではありません、昨年の全国青年団結集会参加者の賃金総額を時給換算すると、自治体労働者では 1470 円（平均年齢 28 歳）、私鉄労働者 1445 円（平均年齢 27.4 歳）と低賃金構造、サービス残業の実態が明らかとなりました。

全労協の 17 春闘方針は、「どこでも誰でも時給 1500 円、今すぐ 1000 円、法定最低賃金を 1500 円以上に！」を要求として掲げています。

練馬地域ユニオンも、誰もが安心して学び、結婚、子育て、働き続けられる、ごく当たり前の社会を目指して、「非正規」「反貧困」「反失業」のユニオン運動に邁進しましょう。

あなたの頭上が 飛行ルートに!

国土交通省は7月28日、これまで羽田空港への離発着には海上ルートが取られてきましたが、突如として、増便をするためにとり、地上ルートで羽田に到着し、海上ルートで出発するルート案を出しました。次年度予算で誘導装置を設置し、早期の実施を目指しています。あなたの頭上を羽田を目指し、3時間の間に1時間20機（3分毎に1機）の旅客機が低空で飛ぶこととなります。練馬区では頭上1,000mのところを通過していく予定です。

3つ目は事故です

航空機事故は、離発着の11分が魔の11分と言われ事故が多くおきています。住宅街の上空を飛ぶ今回の案では、事故時に住民に逃げ道はありません。羽田空港で大韓航空機がエンジンバーストして滑走路に部品が飛び散った事故は記憶に新しいところです。



3つの問題があります

1つ目は騒音です

閑静な住宅街が、突如3分に1回 頭上からの騒音に包まれます。大井町駅付近では東京タワー（333メートル）より低い約300メートルまで下がり、予想される騒音は同駅付近で76～80デシベルで、窓を閉めた地下鉄車内に相当するといえます。



2つ目は落下物です

成田では、10年間で18回も飛行機からの落下物があり、氷の塊が工場の屋根を突き破る事故も起きています。羽田では海上ルートでしたので問題は起きてきませんでした。しかし住宅街の上を飛ぶ今回の案では問題が大きいと言えます。



国交省は、羽田空港増便による経済効果を住民の安全な生活よりも優先しようとしています。

国交省はその後の住民説明会で「高度を上げて」「騒音を下げて」「落下物等がないように」等の意見が出されたことで、飛行高度を上げる等の検討もしているようです。しかし、3つの問題の解消は難しいでしょう。しかし、最もよい方法は陸上を飛ばさないことです。

練馬地域ユニオン労働相談から

練馬地域ユニオン労働相談からまなぶ4

★労働相談：年次有給休暇について

年次有給休暇を取得したいがパートは取っていないと言われた。

★回答：年休権の発生は雇い入れた日から起算して「6ヶ月間継続勤務」し、「全労働日の8割以上勤務」したことによって年休権を取得します。

年次有給休暇は労働者の権利であるから年次有給休暇の取得にあたり休暇の始期と終期を特定して時季を指定することにより年次有給休暇は成立し使用者の許可は不要ですし、年次有給休暇は労働者が自由に利用できるの目的は届け出る必要はありません。

（注：事業の正常な運営を妨げる場合に限り、使用者は時季変更権があります。）

1. パートタイム労働者の年次有給休暇

(1) パートタイム労働者の年次有給休暇日数
パートタイム労働者など、週の所定労働時間が短い労働者についても、6ヶ月間勤務し、全労働日の8割以上勤務した場合には、所定労働日数に応じて年次有給休暇を比例付与しなければならない。

また、一回の雇用期間が1ヶ月や3ヶ月など、雇用期間を定めて雇い入れる場合であっても、契約更新によって6ヶ月以上勤務した時には、年次有給休暇の対象となります。

比例付与の対象となるのは、週の所定労働時間が30時間未満で、所定労働日数が週4日以下の労働者です。（労基法39条3項労働規則24条の3）

労働日		勤続期間						
週所定労働日数	1年間の所定労働日	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

（参考文献：東京都産業労働局 ポケット労働法2016）

感染症予防のすすめ



● 感染症を予防しようーウイルスについて

感染性胃腸炎とインフルエンザの流行が拡大しています。現在のインフルエンザ患者数は、全国で推定81万人と他人事でない状況になっています。今回は、様々な病気の原因となるウイルスのお話です。正しい知識を持ち、感染症を予防していきましょう。

喉の痛みや高熱を引き起こすインフルエンザウイルス、下痢を起こすノロウイルス等、ウイルスには様々な種類がありますが、概ね鼻や喉にウイルスが感染し、全身の症状（咳、嘔吐等）へと悪化する経緯で病気になることが多いです。感染経路は多岐に渡りますが、主に口から飲み込まれるもの、呼吸より吸い込まれるものから感染します。

ウイルスは細菌とは違い、生きて細胞にしか感染しないという特徴があります。感染された細胞は、細胞自身の増殖の為に使うシステムを利用し、強制的にウイルスを複製させ増殖していきます。自ら細胞を持ち増殖する細菌とは違うので、病院で処方される抗生物質では効きません。また、ウイルス全てに共通して効く薬も存在しません。その為、いかに感染しないか、悪化させないかが重要になるのです。

意外にも市販されているアルコールでインフルエンザウイルスの消毒（不活化）に効果があると言われております。しかし有名なノロウイルスなど効果が期待出来ないウイルスや細菌も多く、万能とは言えません。やはり古典的ながい・手洗い！あまりにも有名ですがこの方法はある意味万能です。寒いシーズン、栄養、休養、運動、感染予防の四本柱でコンディショニングしていきましょう。

上映会

袴田 巖

夢の間の世の中

練馬文化センター

2017年2月21日 18時20分

2014年3月27日、静岡地方裁判所刑事第一部（村山浩昭裁判長、大村陽一裁判官、満田智彦裁判官）は、袴田巖さんの再審開始を決定、死刑の執行と拘置の執行を停止した。死刑囚の拘置の停止という画期的な決定により、同日午後5時過ぎ、袴田巖さんは、逮捕されてから実に47年7ヵ月ぶりに東京拘置所から釈放された。しかし、3月31日、静岡地検が不当にも東京高裁に即時抗告したため、袴田巖さんの再審無罪は先延ばしの状態になっている。（インターネットより引用）



練馬区立勤労福祉会館労働講座

安倍政権の「働き方改革」と

労働法制改悪について考える

安倍政権は「一億総活躍社会」をうたい、「働き方改革」を進めるとし、「同一労働同一賃金」や「非正規職をなくす」などと、これまでは労働組合が主張してきたことのお株を取るかの動きをしています。一方で過労死や長時間労働を促進するホワイトカラーエグゼンプション（残業時間ゼロ法）を今国会で成立させようとしています。こうした動きに対して労働組合の組合員もどう取り組むべきか、手をこまねいて様子見になっているのではないのでしょうか。今回は【残業・長時間労働問題】【偽装請負・違法派遣問題】【労働組合弾圧事件】【倒産・整理解雇事件】【不当労働行為事件】など現場の第1線で活躍しておられる労働問題の弁護士である齋藤弁護士から「働き方改革」と「労働法制の改悪」の内容とねらい、私たちの取り組むべき課題について多くの示唆をいただけるかと思えます。

講師 齋藤 一郎（なつめ いちろう） 弁護士

日弁連労働法制委員会事務局長 日弁連貧困と人権に関する委員会事務局次長 日本労働弁護団常任幹事

日時 2017年2月23日（木）午後6時半から

場所 練馬区勤労福祉会館（西武池袋線 大泉学園駅下車 南側1分）

練馬区労協／全国労働組合連絡協議会・練馬協議会（練馬全労協）